

令和8年度豊見城市スポーツイベント開催支援実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地域参加型のスポーツイベント及び全国規模のスポーツ競技大会（以下「スポーツイベント」という。）の開催を促進することで、豊見城市（以下「市」という。）における地域交流及び地域経済の活性化、市の魅力向上並びに国際交流の促進に資することを目的として、スポーツイベントを開催又は運営する者に対し、会場となる施設の利用料に対する支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業)

第2条 支援の対象となる事業は、以下の条件を全て満たすものであること。

- (1) 市民体育館、豊崎海浜公園等で開催されるスポーツイベントであること。
- (2) スポーツイベントの参加者数又は集客数が500名以上であること。
- (3) スポーツイベントの入場料、参加費等は無料であり、興行を目的としないものであること。
- (4) スポーツ競技大会にあつては、全国規模以上の大会であること。
- (5) スポーツイベントの内容が、市における地域交流及び地域経済の活性化、市の魅力向上又は国際交流の促進等のいずれかに資するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は次の各号のいずれかに該当するスポーツイベントについては、支援の決定を行わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 専ら営利又は商業宣伝等を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有するもの
- (4) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年豊見城市条例第18号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員の利益となり、又は利益となるおそれのあるもの

(支援対象経費)

第3条 支援対象経費は、スポーツイベント会場における専用場所の利用料及び空調設備に係る費用とし、照明設備、衛生費及び体育用器具等は支援対象外とする。

2 支援対象経費の上限額は、10万円を上限とし、予算の範囲内で支援する。

(支援の申請)

第4条 支援を希望する者（以下「申請者」という。）は、豊見城市スポーツイベント開催支援申請書（様式1）に必要な書類を添えて、豊見城市企画部政策推進課に提出するものとする。

(支援の決定等)

第5条 申請書の提出後、審査員は、審査基準に基づき審査を行い、支援対象事業の選定を行う。

2 審査員は政策推進課長、スポーツ推進班長及び班員とし、審査結果は市長決裁を経て最終決定される。

3 審査結果の通知は、主に電磁的記録（電子メール等）により申請者へ通知するものとする。

（施設利用料の支払）

第6条 施設利用料は、スポーツイベント会場となる施設の管理者に対して、市が直接支払うものとする。

（結果報告）

第7条 支援対象事業として選定された事業者は、スポーツイベント終了後、任意様式によりスポーツイベント開催時の写真（複数枚）及び参加者数等に関する報告書を提出するものとする。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和8年4月27日から施行する。

2 この要項の施行に伴い、豊見城市スポーツイベント開催支援実施要項（令和7年9月1日豊企政内第163号市長決裁）は廃止する。

(様式1)

令和8年度豊見城市スポーツイベント開催支援申請書

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

1 申請者情報

団体名			
住所			
担当者名		電話番号	
メールアドレス			

2 イベント開催計画

イベント名称			
開催期間	令和 年 月 日 (曜日) ~ 令和 年 月 日 (曜日) ※ 日間		
開催場所			
参加者数 ・集客数 (見込み)	国外 名	宿泊者数 (見込み)	名 (参加者、イベント関係者・審判等)
	県外 名		
	県内 名	宿泊施設	
	計 名		
地域交流の 内容			
地域経済へ の貢献			

3 支援対象経費

施設利用料 (見積金額)	円
-----------------	---

※上記のうち、専用場所の利用料及び空調設備に係る費用が支援対象 (上限10万円)

4 審査基準確認

次の審査基準を満たしていることを確認してください。（該当する項目の□に✓を記入）

【審査基準】

- 市民体育館、豊崎海浜公園等で開催されるスポーツイベントである。
- 参加者数又は集客数が500名以上である。
- スポーツイベントの入場料、参加費等は無料であり、興行を目的としない。
- スポーツ競技大会にあつては、全国規模以上の大会である。
- スポーツイベントの内容が、市における地域交流及び地域経済の活性化、市の魅力向上又は国際交流の促進のいずれかに資するものである。
- 支援対象経費は、専用場所の利用料及び空調設備に係る費用とし、照明設備、衛生費及び体育用器具等は支援対象外である。
- このスポーツイベントは、豊見城市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号の暴力団の利益となり、又は利益となるおそれはありません。また、申請者の役員、従業員その他の構成員は、条例第2条第2号の暴力団員又は暴力団関係者ではありません。

5 添付書類

以下の書類を必ず添付してください。（該当する項目の□に✓を記入）

- スポーツイベント計画書（開催要項、企画書、運営体制がわかる書類等）
- スポーツイベントの参加者数等を証明する書類（過去の実績、事前申込者数等）
- 施設利用料の見積書

6 申請者署名等

以下に代表者が署名（又は記名押印）することにより、申請内容が真実であることを誓います。

年月日：

申請者名（団体名）：

署名（記名押印）：